

令和4年 第6回美瑛町農業委員会総会 議 事 録

1 会 議 名	令和4年 第6回美瑛町農業委員会総会			
2 会 議 の 日 時	令和4年7月1日 午前9時56分～午前10時36分			
3 会 議 の 場 所	役場4階 委員会室			
4 会議の出席委員 (14名)	1 番	荒 川 博 彦	2 番	真 田 佳 則
	3 番	大 場 男	4 番	成 田 敦 志
	5 番	上 村 昌 規	6 番	谷 口 学
	7 番	欠員	8 番	平 間 初 美
	9 番	佐 藤 千 代 志	10 番	森 平 敏 文
	11 番	打 田 佳 史	12 番	有 富 友 昭
	13 番	長 谷 川 宏	14 番	谷 本 憲 一
	15 番	只 野 透		
5 欠席委員 (0名)				
6 議事日程				
日程第1	総会会期の決定について			
日程第2	議事録署名委員の指名について			
日程第3	諸般の報告について			
日程第4	議案第1号	令和4年6月6日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について		
日程第5	議案第2号	土地の現況証明願書の交付について		
日程第6	議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について (所有権移転)		
日程第7	議案第4号	農地法第3条の規定による許可申請について (賃貸借)		
日程第8	議案第5号	農地法第4条の規定による許可申請について		
日程第9	議案第6号	農地法第5条の規定による許可申請について (使用貸借)		
日程第10	議案第7号	農用地利用集積計画 (案) について (令和4年7月6日公告予定分)		
日程第11	議案第8号	農用地の買入協議に係る要請について		
7 事 務 局	事務局長 栗 原 行 可 係 長 佐 藤 衡 一 主 事 餌 取 歩 巳			

美 瑛 町 農 業 委 員 会

○事務局長 おはようございます。定刻前でございますけれども全員お揃いでございますので、只今から、令和4年第6回美瑛町農業委員会総会を開会致します。本日の会議の出席委員は14名で、会議規則第7条の規定による過半数を満たしており、本総会が成立していることを、ご報告いたします。

これより町民憲章の朗唱を行います。ご起立願います。

美瑛町町民憲章。私たちは美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じ、この憲章を掲げてその実践に努めましょう。

一つ、心もからだもすこやかに、りっぱにつとめをはたしましょう。

一つ、互いにむつみ話しあい、楽しい家庭をつくりましょう。

一つ、きまりを守り助けあい、明るい社会をつくりましょう。

一つ、自然を愛し文化をたかめ、豊かな郷土をつくりましょう。

ご着席ください。

○事務局長 開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。

○会 長 皆さん、おはようございます。一昨日の雨がですね結構、今日、現地確認調査で行った先々で、ちょっと、畑がガリガリになっているところが多数見られたわけですが、昨年のような異常な干ばつではなくてですね、今年は本当に実入れの良い年になるんじゃないかと、そう感じているところでございます。

7月に入って、最初、5月の末にはですね、今年の麦刈りはもう、15日ぐらいからスタートするんじゃないかということ、麦作部会の部会長はですね、工場長に今年は早く動かそうよというそんな話をしていたところですが、この曇天が続いてですね、平年どおり20日過ぎぐらいから本格的な稼働になるのではないかなとそう思っております。なんせ昨年は本当に異常なぐらいの干ばつでしたけども、今年はちょっと、全てにおいてですね、期待はできるんじゃないかと思っております。

7月の16日、川崎さんですね、産業貢献賞の祝賀会が、あるわけですが、皆様のご出席をですね、ありがたく思っております。川崎さんに失礼のないようにですね、進めていきたいと思っておりますので、どうか当日ですね、お手伝いをお願いするかと思っておりますけども、よろしく願います。

今日はですね、朝7時から現地確認、出向いたわけですが、第2班の方々、大変ご苦勞さまでした。この後の総会で、案件がいろいろ出てきますので、よろしく協議していただきたいと思っております。以上でございます。

○事務局長 それでは、会議規則第4条の規定により、議事の進行は只野会長にお願いいたします。

- 議 長 これより、会議を開きます。本日の議事日程は、印刷物で配布のとおりです。
- 議 長 日程第1、総会会期の決定についての件を議題とします。本総会の会期は、本日、1日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。
【無しの声】
- 議 長 異議なしと認めます。本日の総会の会期は、本日1日限りに決定いたしました。
- 議 長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、4番、成田委員、10番、森平委員を指名いたします。
- 議 長 日程第3、諸般の報告を行います。事務局から報告をお願いします。
- 事務局長 諸般の報告をいたします。
1番、令和4年6月3日、令和4年、第5回美瑛町農業委員会総会を開催し、会長ほか12委員が出席しております。
2番、6月9日、令和4年度第1回美瑛町農業振興機構理事会が開催され、会長が出席しております。
3番、6月10日、美瑛町農業所得税対策協議会、令和3年度決算監査に平間委員が出席しております。
4番、同じ日の6月10日、令和4年度美瑛町農業所得税対策協議会定期総会が開催され、会長と平間委員が出席しております。
5番、6月16日から17日、美瑛町議会第4回定例会が開催され、会長が出席しております。
6番、6月18日から19日の2日間、フィーリングチャンスインびえい夏を3年ぶりに実施し、男女それぞれ10名の参加があり、会長及び農協専務として真田委員の出席と、アスパラ収穫の体験圃場として提供していただいた、成田委員のご協力をいただいて開催いたしました。
7番、6月23日、令和4年度美瑛町エゾシカ被害防止対策連絡協議会総会が開催され、会長が出席しております。
その後、総会終了に引き続き、8番、令和4年度美瑛町農業用廃プラスチック適正処理対策協議会総会にも、会長が出席しております。以上です。
- 議 長 これで、諸般の報告を終わります。
- 議 長 日程第4、議案第1号、令和4年6月6日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認についての件を議題と

します。

○議長 議案第1号、番号1番から番号6番までの件について、一括して事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第1号 令和4年6月6日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について

農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約通知のあった貸主、[]さん、借主、[]さん、外5件について、同法第18条第1項のただし書きの規定に該当するかの審議を求めるものです。

番号1番、土地の表示、字名[]、地番[]、面積25,327㎡につきましては、貸主、[]さんから、借主、[]さんへの農地法第3条による使用貸借でしたが、令和4年6月6日付で合意解約です。

番号2番、土地の表示、字名[]、地番[]外2筆、面積計10,655㎡につきましては、貸主、[]さんから、借主、[]さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、令和4年6月7日付で合意解約です。後程、議案第7号にて売買がなされる予定です。

番号3番、土地の表示、字名[]、地番[]外4筆、面積計44,787㎡につきましては、貸主、[]さんから、借主、[]さんへの農地法第3条による賃貸借でしたが、令和4年6月17日付で合意解約です。このうち、地番[]及び[]につきましては、後程、議案第3号にて贈与がなされる予定です。

番号4番、土地の表示、字名[]、地番[]、面積10,550㎡につきましては、貸主、[]さんから、借主、[]さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、令和4年6月17日付で合意解約です。後程、議案第8号にて買入協議に係る要請がなされる予定です。

番号5番、土地の表示、字名[]、地番[]外22筆、面積計197,539㎡につきましては、貸主、[]さんから、借主、[]さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、令和4年6月17日付で合意解約です。後程、議案第8号にて買入協議に係る要請がなされる予定です。

番号6番、土地の表示、字名[]、地番[]外2筆、面積計85,224㎡につきましては、貸主、[]さんから、借主、[]さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、令和4年6月17日付で合意解約です。後程、議案第8号にて買入協議に係る要請がなされる予定です。

今回提出された6案件につきましては、通知書の記載内容等を確認したところ土地引き渡し6ヶ月以内に書面合意されているものであり、農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされているため、賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 これより、議案第1号、番号1番から番号6番までの件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第1号、番号1番から番号6番までの件を、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
【全員挙手】

○議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 これより、議案第1号、番号3番から番号6番までの件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。

議案第1号、番号3番から番号6番までの件を、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
【全員挙手】

○議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 続いて、日程第5、議案第2号、土地の現況証明願書の交付についての件を議題とします。
議案第2号、番号1番の件について、審議いたします。
番号1番について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい、議案第2号 土地の現況証明願書の交付についてでございます。農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願書の提出のあった、■■■■さんの証明書交付の可否について、次のとおり審議を求めるものでございます。

番号1番、土地の表示、字名■■■■。地番■■■■外1筆。地目、登記簿、畑。現況、非農地。面積計4,901㎡となっております。土地所有者及び申請者、美瑛町■■■■、■■■■さんです。

農振農用地区域外、都市計画区域外でございます。この土地につきましては、30年以上前から農地としての利用はなく、地目変更登記の申請を予定しているものであります。

以上で説明を終わります。

○議長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります。■■■■委員から補足説明をお願いいたします。

- 委員 ただいま事務局の説明のあったとおりでございます。君の離農に伴いまして、他の隣の農地とともに、変更の後、贈与売買等が行われる予定の土地でございます。畑としては、見ていただいたとおり、利用可能ではないということで、今回、挙がってきたものです。よろしく願いいたします。
- 議長 ありがとうございます。
議案第2号、番号1番の件について、現地調査の結果を、班長よりお願いいたします。
- 班長 はい。今朝ほど現地のほう確認してまいりました。地元委員のさんからもお話ありましたが、現況とお非農地ということで問題ないと思います。以上でございます。
- 議長 ありがとうございます。
これより議案第2号、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】
- 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第2号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
【全員挙手】
- 議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議長 日程第6、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転の件を議題とします。
議案第3号、番号1番の件について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 はい。それでは議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について所有権移転についてでございます。
農地法第3条の規定による農地の所有権移転申請のありました譲渡人、さんから譲受人、さんへ、外5件の許可の可否について審議を求めるものでございます。
この今回申請のありました6案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、要件を全て満たしております。機械、労働力、技術、通作距離等をみても問題ないこと。農業委員会が定める別段面積を超えていることから要件を満たしております。
それでは番号1番でございます。土地の表示、字名、地番、1筆、面積計368㎡につきましては、譲渡人さんから、譲受人さんへの売買による所有権移転申請になってございます。申請箇所は JR 美瑛駅から に約

km の箇所で、権利設定の理由は、譲渡人は、当該農地処分の為、譲受人に売却したい。譲受人は、上記理由により承認願います、とのことでございます。価格は 25,000 円で 10a 当り 68,000 円となります。詳細につきましては議案 4 ページをご確認ください。以上で説明を終わります。

○議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。

○■■■■委員 はい。ただいま事務局からの説明のとおりです。■■■■さんは、今年より経営移譲を受けており、意欲的に堅実に営農してくれていると思っております。何ら問題ないかなと思っております。以上です。

○議 長 ありがとうございます。
これより、議案第 3 号、番号 1 番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第 3 号、番号 1 番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 続いて、議案第 3 号、番号 2 番及び番号 3 番の件については、関連があるので一括して事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい、それでは番号 2 番と 3 番につきましては、譲受人が■■■■さんであるため、一括して説明させていただきます。

番号 2 番、土地の表示、字名■■■■、地番■■■■、外 3 筆、面積計 14,472 m²につきましては、譲渡人、■■■■さんから、譲受人、■■■■さんへの売買による所有権移転申請となっております。

申請箇所は JR 美瑛駅から■■■■に約■■■■km の箇所で、権利設定の理由は、譲渡人は、当該農地処分の為、譲受人に売却したい。譲受人は、上記理由により承認願います、とのことです。

価格は 1,129,000 円で 10a 当り 78,000 円でございます。

詳細につきましては議案 5 ページをご確認ください。

つづきまして番号 3 番でございます。土地の表示、字名■■■■、地番■■■■外 2 筆、面積計 2,468 m²につきましては、譲渡人、■■■■さんから、譲受人、■■■■さんへの贈与による所有権移転申請となっております。

申請箇所は JR 美瑛駅から■■■■に約■■■■km の箇所、権利設定の理由は、譲渡人は、当該農地処分の為、譲受人に贈与したい。譲受人は、上記理由により承認願います、とのこととございます。詳細につきましては議案 6 ページをご確認ください。以上で説明を終わります。

○議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いいたします。

○■■■■委員 はい。ただいま、事務局の説明のとおりであります。■■■■さんは、■■■■の役員でもありまして、個人所有から法人所有に変えるということで売却だと思えます。また、■■■■さんにしましても、■■■■の役員でありまして、会社の中で決めたことだと思えますので、何ら問題ないと思えます。審議のほうよろしくをお願いいたします。

○議 長 ありがとうございます。
これより議案第 3 号、番号 2 番及び番号 3 番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第 3 号、番号 2 番及び番号 3 番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 続いて、議案第 3 号、番号 4 番の件について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい。それでは番号 4 番になります。
土地の表示、字名■■■■、地番■■■■、外 3 筆、面積計 3,577 m²につきましては、譲渡人、■■■■さんから、譲受人 ■■■■さんへの売買による所有権移転申請となっております。申請箇所は JR 美瑛駅から■■■■に約■■■■km の箇所、権利設定の理由は、譲渡人は、当該農地処分の為、譲受人に売却したい。譲受人は、上記理由により承認願います、とのこととございます。価格は 54,000 円で 10a 当り 15,000 円となっております。詳細につきましては議案 7 ページをご確認ください。以上で説明を終わります。

○議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いいたします。

- 委員** はい。ただいま事務局の説明のあったとおりです。場所は**さん**宅から、**さん**に向かって1キロあたりぐらいの道路に面したところで、これは離農に伴う農地処分です。面積も狭く、三角な土地で、条件が悪く、こういった単価になっております。何ら問題ないと思います。どうぞ審議のほどよろしく願います。
- 議長** ありがとうございます。
これより議案第3号、番号4番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】
- 議長** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第3号、番号4番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
【全員挙手】
- 議長** 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議長** 続いて、議案第3号、番号5番の件について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局** はい、番号5番、土地の表示、字名**さん**、地番**さん**、1筆、面積計12,176㎡につきましては、譲渡人、**さん**から、譲受人、**さん**さんへの売買による所有権移転申請となっております。
申請箇所はJR美瑛駅から**さん**に約**さん**kmの箇所で、権利設定の理由は、譲渡人は、当該農地処分の為、譲受人に売却したい。譲受人は、上記理由により承認願います、とのこととなります。価格は77,000円で10a当り6,300円となっております。詳細につきましては議案8ページをご確認ください。
以上で説明を終わります。
- 議長** 只今の説明に関連して、地区担当委員であります**さん**委員から補足説明をお願いいたします。
- 委員** はい。ただいま事務局の説明のあったとおりです。場所は、**さん**の下にありまして、**さん**さん宅が住んでいた住宅の裏側の斜面です。これも離農に伴う農地処分ということで、住宅、**さん**など、まとめて売買となっておりますので、このような単価となっております。何ら問題ないと思います。どうか審議のほどよろしく願います。
- 議長** ありがとうございます。
これより議案第3号、番号5番の件について、質疑に入ります。

す。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。

議案第3号、番号5番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 続いて、議案第3号、番号6番の件について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい、番号6番、土地の表示、字名■■■■、地番■■■■、外1筆、面積計5,379㎡につきましては、譲渡人、■■■■さんから、譲受人、■■■■さんへの贈与による所有権移転申請となっております。申請箇所はJR美瑛駅から■■■■に約■■■■kmの箇所で、権利設定の理由は、譲渡人は、譲受人の希望により当該農地を贈与したい。譲受人は、当該農地の協議が終了した為、譲受したい。とのことでございます。詳細につきましては議案9ページをご確認ください。以上で説明を終わります。

○議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いいたします。

○■■■■委員 今回ですね、資料にも出ていますとおり、ため池となっております。農地法第3条で贈与という形になりました。どうかよろしくをお願いいたします。

○議 長 ありがとうございます。
これより議案第3号、番号6番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。

議案第3号、番号6番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 続いて日程第7、議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について、賃貸借の件を議題といたします。

議案第4号、番号1番の件について、事務局から説明をお願い

いたします。

- 事務局 はい、それでは議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請、賃貸借の件となっております。
- 農地法第3条の規定による農地の賃貸借設定申請のあった、貸主■■■■■さんから借主、■■■■■さん1件の許可の可否について審議を求めるものでございます。
- なお、議案第4号で審議いただく1案件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、要件をすべて満たしております。機械、労働力、技術、通作距離等をみても問題ないこと。農業委員会が定める別段面積を超えていることから要件を満たしております。
- それでは番号1番でございます。土地の表示、字名■■■■■、地番■■■■■、外5筆、面積計101,727㎡につきましては、貸主、■■■■■さんから、借主、■■■■■さんへの賃貸借権設定申請となっております。申請箇所はJR美瑛駅から■■■■■に約■■■■■kmの箇所で、賃貸借設定の理由は、貸主は借主の意向を受け、貸し付けしたい。借主は経営規模拡大のため、当該農地を借り受けしたい、とのことでございます。その他詳細につきましては、議案10ページをご確認ください。以上で説明を終わります。
- 議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■■委員から補足説明をお願いします。
- 委員 はい。ただいま事務局の説明のとおりであります。この件につきましても、■■■■■さんも■■■■■の■■■■■であり、個人所有を法人に賃貸するということなので、何ら問題ないと思います。審議のほうよろしくをお願いします。
- 議 長 ありがとうございました。
- これより議案第4号、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
- 【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
- 議案第4号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
- 【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 続いて、日程第8、議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請についての件を議題とします。

議案第 5 号、番号 1 番の件について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい、それでは、議案第 5 号農地法第 4 条の規定による許可申請となつてございます。

農地法第 4 条の規定による農地の一時転用許可申請のありました[]さんの許可の可否について、審議を求めるものでございます。

それでは番号 1 番、字名[]、地番[]、1 筆、地目、登記簿・現況ともに田。面積 2, 200 m²。申請箇所は JR 美瑛駅から[]に約[]km の箇所で、土地所有者、[]さんによる、建設残土置き場の造成のための一時転用の許可申請となつてございます。

申請地は、町が定める農業振興地域整備計画において指定される農振内農用地でございますが、除外については建設残土置き場とするための一時転用であり残土搬入終了時まで保留となります。農用地の転用は原則不許可ですが、建設残土置き場の造成に伴う一時転用であるため、農地法第 4 条第 1 項に該当するため、転用はやむを得ないと認められるものでございます。また、この度の申請は、同筆内の育苗ハウスとの高低差の解消を目的としており、残土搬入完了後には、農地として管理を再開するか、又は農業用倉庫の建設を検討しているとの事です。その時には農振の施設用地への変更と農地法 4 条による永久転用の申請がなされる予定となっております。詳細につきましては議案 1 1 ページをご確認ください。以上で説明を終わります。

○議長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります[]委員から補足説明をお願いします。

○[]委員 はい、事務局からの説明のとおりです。機械等も増え、いろいろ置き場所にも苦労している、ということなので、将来的に計画的に造成したいということなので、何ら問題ないかなと思っております。よろしく申し上げます。

○議長 ありがとうございます。
番号 1 番について、現地調査の結果を、[]班長よりお願いいたします。

○[]班長 はい。ただいま説明のあったとおりでありまして、現地のほうを今朝ほど確認してまいりました。やはりですね、庭先の育苗ハウス等のほうも狭く感じられまして、造成はやむを得ない

と思われます。何ら問題ないと思います。よろしくお願ひします。

○議 長 ありがとうございます。
これより議案第5号、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願ひします。
【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第5号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願ひします。
【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 続いて、日程第9、議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請について、使用賃借の件を議題とします。
議案第6号、番号1番の件について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい、議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。農地法第5条の規定による転用許可申請のあった、貸主、■■■■さんから借主、■■■■さんの許可の可否について、審議を求めるものでございます。

番号1番、字名■■■■、地番■■■■、1筆 地目、登記簿・現況ともに田。面積は2,000㎡となっております。申請箇所は JR 美瑛駅から■■■■に約■■■■kmの箇所で、土地所有者、■■■■さんで、転用計画者の■■■■さんによる農業用倉庫建設及び通路の造成のための使用賃借権設定の転用許可申請となっております。

申請地は、町が定める農業振興地域整備計画において指定される農振内農用地区域内となっておりますが、現在、農林課にて施設用地への変更申請中で、農地法第5条第2項の規定による転用であり、転用はやむを得ないと認められるものでございます。詳細につきましては議案12ページをご確認ください。以上で説明を終わります。

○議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。

○■■■■委員 はい。ただいま、事務局のほうから説明がありましたとおりでございます。今日ですね、現地確認を行ってまいりましたけ

ども、若干、機械等は置いてあるような状況ではありましたがども、今後、作業用倉庫あるいは、収穫した倉庫に使うということなので、何ら問題はないかと思っております。審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。
番号1番について、現地調査の結果を、■■■■班長よりお願いいたします。

○■■■■班長 はい、地元委員の■■■■さんから説明のあったとおりでございます。一緒に今朝ほど現地確認のほう行ってまいりました。農業用倉庫、作業通路ということで、庭先にも絡みまして、必要かと思われま。何ら問題ないと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。
これより議案第6号、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第6号、番号1番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
【全員挙手】

○議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 続いて、日程第10、議案第7号、農用地利用集積計画、案について、令和4年7月6日公告予定分の件を議題とします。
議案第7号、番号1番から番号7番の件について、一括して事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい、議案第7号 農用地利用集積計画案について、令和4年第6回令和4年7月6日公告予定分、小川玄大さん外6件、改善組合承認済みから利用権の設定等、所有権の移転5件、賃貸2件、について、申し出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案について、審議をお願いいたします。番号1番及び2番につきましては、所有地処分に伴う売買です。

番号1番、■■■■、■■■■さんから、■■■■、■■■■さんへの売買、畑3筆、11,729㎡。1,000,000円で10aあたり85,300円です。

番号2番、■■■■、■■■■さんから、■■■■、■■■■、

■■■■さんへの売買、田 4 筆、43,999 m²。13,000,000 円で 10 a あたり 295,500 円です。

番号 3 番につきましては、賃貸借の売買です。

番号 3 番、■■■■、■■■■さんから、■■■■、■■■■さんへの売買、田 3 筆、畑 6 筆、計 87,221 m²。7,950,000 円で 10 a あたり田 100,000 円、畑 80,000 円です。

番号 4 番及び 5 番につきましては、法人名義への移行に伴う売買です。

番号 4 番、■■■■、■■■■さんから、■■■■、■■■■さんへの売買、畑 9 筆、116,010 m²。11,601,000 円で 10 a あたり 100,000 円です。

番号 5 番、■■■■、■■■■さんから、■■■■、■■■■さんへの売買、畑 3 筆、42,319 m²。3,718,000 円で 10 a あたり 87,900 円です。

番号 6 番につきましては、公社の事業を利用するまでの賃貸借です。

番号 6 番、■■■■、■■■■さんから、■■■■、■■■■さんへの賃貸借、畑 6 筆、55,648 m²。100,320 円で 10 a あたり 1,800 円です。期間は 1 年間です。

番号 7 番につきましては、賃貸借契約の更新です。

番号 7 番、■■■■、■■■■さんから、■■■■、■■■■さんへの賃貸借、田 12 筆、21,078 m²。126,470 円で 10 a あたり 6,000 円です。期間は 5 年間です。

以上、設定を受ける者、7 件、3 名、4 法人、設定をする者、7 件、7 名、0 法人、田 19 筆、113,663 m²、畑 27 筆 264,341 m²、計 46 筆、378,004 m²。以上で説明を終わります。

○議 長 これより、議案第 7 号、番号 1 番から番号 7 番までの件について質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。

議案第 7 号、番号 1 番から番号 7 番までの件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 続いて、日程第 11、議案第 8 号、農用地の買入れ協議に係る要請についての件を議題といたします。

議案第 8 号、番号 1 番から番号 4 番までの件について、一括して審議いたしますので、事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第 8 号 農用地の買入協議に係る要請について、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項に基づき、所有権移転に係る斡旋の申し出があった、■■■■さん、外 3 件の農用地について、公益財団法人 北海道農業公社による買入が特に必要と認められるので、同法第 16 条第 2 項に基づき、美瑛町から土地所有者に対して、同公社が買入の協議を行う旨の通知をされるよう、同法第 16 条第 1 項の規定に基づき、美瑛町に要請するため審議をお願いいたします。

なお、本日この要請が決定されると、農業委員会から美瑛町長に要請を行い、要請を受けた町が基本構想を基に、申出者と公社に買入協議の通知をすることになります。

また、今後の手続きにつきましては、土地所有者が町から買入協議の通知を受けてから、3 週間の間に入入協議を行うこととなります。

番号 1 番、申出者は、美瑛町■■■■、■■■■さん、農用地は■■■■、10,550 m²、申し出年月日は令和 4 年 6 月 20 日で、借受け予定者は、■■■■さんです。

番号 2 番、申出者は、■■■■さん、農用地は■■■■、外 22 筆、計 23 筆、197,539 m²、申し出年月日は令和 4 年 6 月 20 日で、借受け予定者は、■■■■、■■■■さんです。

番号 3 番、申出者は、美瑛町■■■■、■■■■さん、農用地は■■■■、外 2 筆、計 3 筆、85,224 m²。申し出年月日は令和 4 年 6 月 20 日で、借受け予定者は、■■■■、■■■■さんです。

番号 4 番、申出者は、美瑛町■■■■、■■■■さん、農用地は字■■■■、外 68 筆、計 69 筆、443,066 m²。申し出年月日は令和 4 年 6 月 20 日で、借受け予定者は、■■■■、■■■■さんです。

今回、審議をいただいた 4 案件につきましては、買入協議が成立しますと、次回 8 月の総会で集積計画にて公社へ売買され、9 月総会以降に認定農業者の方への貸付けが始まることとなります。以上で説明を終わります。

○議 長 これより、議案第 8 号、番号 1 番から番号 4 番までの件について質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。

議案第 8 号、番号 1 番から番号 4 番までの件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。
以上をもちまして、令和4年第6回美瑛町農業委員会総会を閉会いたします。ご苦労様でした。

この議事内容は、重複した言葉づかいや明らかな言い直しがあったもの等を整理した上で、総会の顛末として相違ないことを証するため、下記、署名捺印する。

令和 4年 7月 1日

美瑛町農業委員会長

只 野 透

美瑛町農業委員

成 田 敦 志

美瑛町農業委員

森 平 敏 文